

第1 当審議会の結論

富山県警察本部長（以下「実施機関」という。）は、本件審査請求の対象となった保有個人情報の部分開示決定（令和元年6月25日付け富地企第1689号）において非開示となった部分のうち、別記1に掲げる部分については、開示すべきである。

第2 本件処分の経過

1 開示請求

審査請求人は、令和元年6月13日付けで、富山県個人情報保護条例（平成15年富山県条例第1号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定により、実施機関に対して、次を内容とする保有個人情報について開示請求を行った。

私が6月8日午後2時から2時30分に至る時間に3回110番通報した件に関する県警察が記録した文書。同件について、出動した富山中央署の警察官が報告した内容が判るもの。決裁書を含む

2 処分及び審査請求

(1) 部分開示決定

実施機関は、令和元年6月25日付けで、令和元年6月8日付けの富山駅前交番の勤務日誌に記載された審査請求人に係る保有個人情報を特定し、条例第19条第1項の規定により、部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

(2) 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和元年7月11日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第2条の規定により、富山県公安委員会に対して審査請求を行った。

(3) 審議会への諮問

公安委員会は、条例第41条の規定により、令和元年7月25日付けで本件審査請求について審議会に諮問を行った。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、非開示理由が条例に合致していないので、審査請求人に係る保有個人情報について条例の定めによる部分開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び審議会での意見陳述において主張する審査請求の理由は概ね次のとおりである。

部分開示された文書は、私の氏名や警察官が行った公務についての記載の有無が不明であり、開示対象公文書であるか否かについても疑わしい。条例の要件に従った部分開示を求める。

第4 実施機関の説明

実施機関が説明する本件処分に係る開示をしない部分及び理由の要旨は次のとおりである。

1 警部補同相当職以下の警察職員の氏名、印影がわかる部分（条例第15条第3号該当）

開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により、開示請求者以外の特定の個人を識別することができ、かつ、条例第15条第3号ただし書きのいずれにも該当しないため。

2 勤務日誌の内、「非番」、「週休」、「行事等」、「活動の重点」、「指示事項」、「予定」、「実施」、「巡視」、「飲酒検知管」、「写真撮影」及び「フィルム提出」欄（条例第15条及び同条第7号該当）

当日の警察官の勤務体制や活動重点に関する情報であり、当該部分を開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。かつ、当該部分を開示することにより、警察活動の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

3 勤務日誌の内、評価、判断等に関する情報（条例第15条第7号該当）

勤務日誌は、地域警察官の勤務状況を記録し、適正な勤務管理を実施する必要から作成されるものであるが、個々の事案に関する評価、判断等に関する情報は、開示することにより、関係者からの批判等を憂慮し、必要な記載を躊躇するなど、適正な勤務管理事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

第5 本件処分に対する当審議会の判断

1 対象公文書の特定の妥当性

審査請求人は、対象公文書の特定の妥当性について疑義がある旨を主張していることから、当審議会としては、まず対象公文書の特定の妥当性について検討する。

これについて、実施機関は、審査請求人からの110番通報内容や現場対応した警察官の氏名から対象公文書を特定したと説明している。

対象公文書を見分したところ、審査請求人に係る保有個人情報に記載されていることを確認したものであり、実施機関の行った対象公文書の特定は妥当である。

2 非開示理由の妥当性

(1) 当該勤務日誌のうち、警部補同相当職以下の警察職員の氏名、印影がわかる部分については、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものと認められる。したがって、条例第15条第3号の開示請求者以外の個人に関する情報に該当すると認められることから、非開示が妥当である。

(2) 当該勤務日誌のうち、「非番」、「週休」、「行事等」、「活動の重点」、「指示事項」、「予定」、「実施」、「巡視」、「飲酒検知管」、「写真撮影」及び「フィルム提出」欄については、当日の警察官の勤務体制や活動重点に関する情報であり、当該部分を開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、また、関係者からの批判等を憂慮するあまり、必要な記載を躊躇するなど、勤務管理上の適正な事務の遂行に支障が及ぶおそれがあると認められる。したがって、条例第15条第5号の公共の安全等情報、また、同条第7号の行政運営情報に該当すると認められることから、非開示が妥当である。

(3) 当該勤務日誌のうち個々の事案に関する評価、判断等に関する情報は、開示することにより、関係者からの批判等を憂慮し、必要な記載を躊躇するなど、適正な勤務管理事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。したがって、条例第15条第7号の行政運営情報に該当すると認められることから、非開示が妥当である。

3 開示すべき情報について

勤務日誌の裏面の記載のうち、「時間」14:00～17:00の欄の「種別」及び「記事」の箇所には、審査請求人に係る保有個人情報に記載されているので、このうち非開示とされた記載内容について検討する。

この非開示理由について、実施機関は、次のように主張している。

(1) この記載は、交番勤務員が現場状況を確認し対応が終了した後に、事案概要や当該事案の関係者からの通報内容に対する具体的な措置内容を簡潔に記載したものであり、警察官の専門的知識、経験等を用いて評価、判断した内容を記載している。

(2) このような評価、判断を含む情報が開示されることとなると、今後、現場警察官は開示されたときの影響を懸念して率直な記載を躊躇し、第三者の反応を意識した記載や記載内容の抽象化、形骸化を招くこととなり、その結果、幹部警察官の正確な事実の把握や適切な事案判断が困難になるなど、適正な勤務管理や指揮監督を行う等といった警察業務に支障を及ぼすおそれがある。

(3) 以上のことから、条例第15条第7号に該当すると判断した。

しかしながら、非開示とされた箇所の一部には、単なる事実の記載であり、かつ、審査請求人が既に知り得ている情報（以下「既知情報」という。）が記載されている。非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができる既知情報については、条例第15条各号のいずれにも該当しないことから、開示することが妥当であると判断する。当審議会において開示すべきと判断した部分については、別記1のとおりである。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他にも実施機関への苦情を種々主張するが、それらはいずれも当審議会の判断を左右するものではない。

5 結論

以上の理由から、「第1 当審議会の結論」のとおり判断する。

第6 審議会の開催経過

審議会の開催経過の概要は、別記2のとおりである。

別記 1

対象箇所	審議会が開示すべきと判断した部分
勤務日誌の裏面の記載のうち、 「時間」14:00～17:00 の箇所	記事欄の6文字目～12文字目

別記2 審議会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
令和元年 7月11日	公安委員会から諮問書を受理
令和元年10月10日 (第67回審議会)	諮問事案の概要説明
令和元年11月12日 (第68回審議会)	審議
令和元年11月29日 (第69回審議会)	公安委員会への調査依頼の回答を受理 審査請求人からの意見陳述 審議
令和元年12月13日 (第70回審議会)	審議
令和2年 1月 9日	答申

富山県個人情報保護審議会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
大 石 貴 之	弁護士	会長職務代理
澤 田 稚佳子	元高岡市福祉保健部理事	
飛 田 久 子	富山県婦人会理事	
西 岡 秀 次	富山県商工会議所連合会常任理事	
細 川 俊 彦	弁護士、元金沢大学法科大学院教授	会 長